



人とまち「きずな」でつなぐ 元気な平生

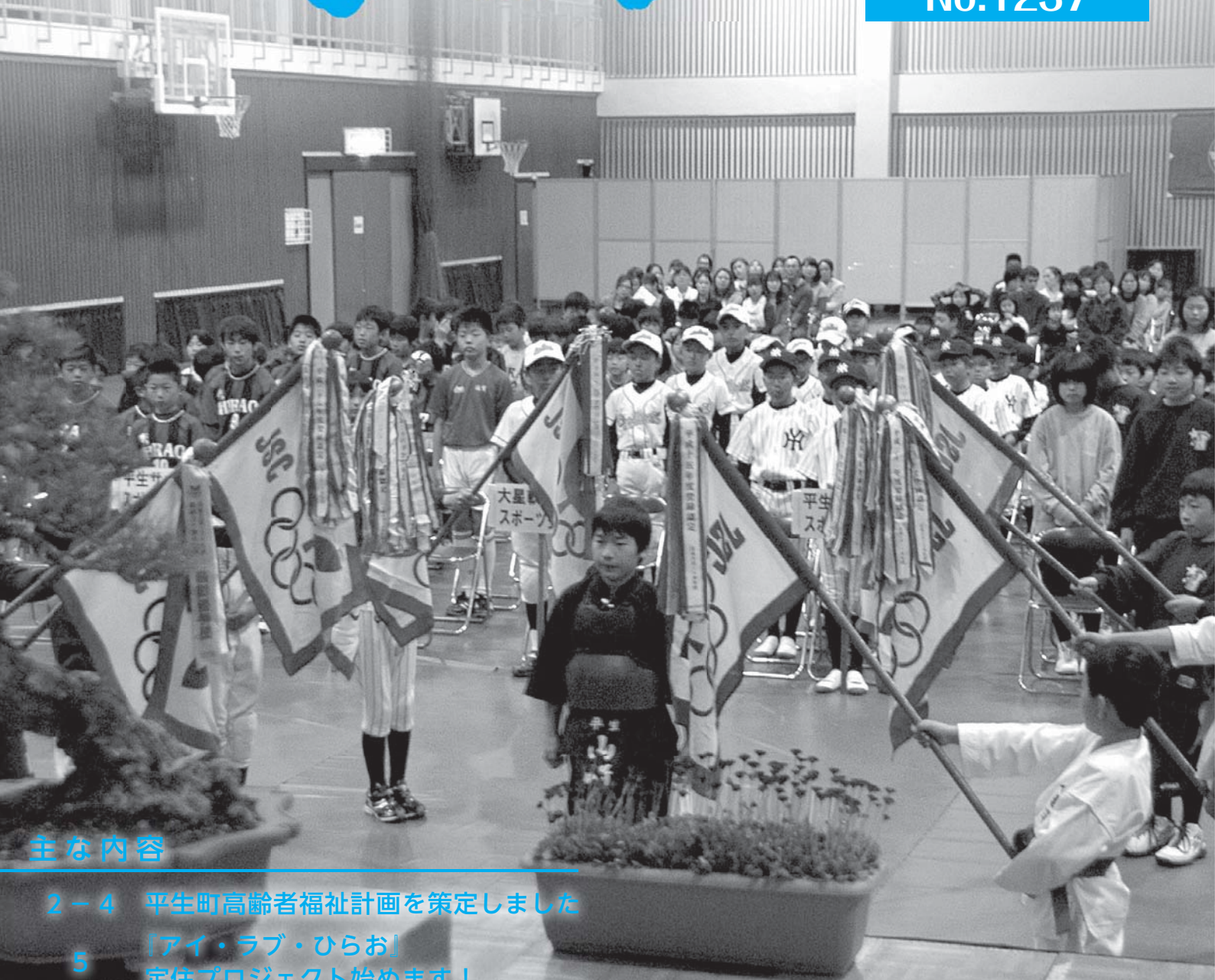
平成 27(2015)年

広報

ひらお

5 月号

No.1237



主な内容

- 2-4 平生町高齢者福祉計画を策定しました
- 5 「アイ・ラブ・ひらお」定住プロジェクト始めます！
- 6-7 行政協力員さんが決まりました
自治会関係補助事業
- 8 平成26年度財政公表
- 13 町長室の窓
- 15 まちの話題
- 20-21 情報伝言板

平生町スポーツ少年団大会

(4月19日／町体育館)



平生町制施行60周年

◇発行：平生町役場 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210 番地の 1 ☎0820 (56) 7111<総務課>
●ホームページ【パソコン版】<http://www.town.hirao.lg.jp/>
【携帯電話版】<http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html>
(右の2次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取るによりアクセスできます。)
●E-mail hirao1@town.hirao.lg.jp



平生町高齢者福祉計画

(老人福祉計画・第6期介護保険事業計画) を策定しました

基本理念

ともに 支え合い 助け合い 住み良さを実感できる まちづくり

5つの基本目標

- 基本目標1 地域包括ケア実現に向けた「仕組み」づくり
- 基本目標2 支え合い・助け合いの「人」づくり
- 基本目標3 人・地域の「きずな」づくり
- 基本目標4 自立を支える「仕組み」づくり
- 基本目標5 安心・安全な「暮らし」づくり

すべての住民が高齢になっても、また介護が必要になっても、安心して過ごすことができ、それぞれが誇りを持って自分らしく生きることができる社会をつくるには、地域の支え合い、助け合いの力が欠かせません。本町では、これまでの第5期計画において、平生町地域福祉計画の基本理念との整合性を図り、基本理念を「ともに支え合い 助け合い 住み良

さを実感できる まちづくり」として、取り組みを進めてきました。

本計画においてもこの基本理念を継続して掲げ、介護保険サービスの充実に加えて、住民主体による高齢者福祉が一層深まり、高齢者自身が誰かを支え、また支えられる関係づくりが広がることを目指し、計画を推進していきます。

地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアの充実を目指し、各計画期間を通じて段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進め、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していきます。

地域包括支援センターの拡充・機能強化

高齢者地域包括支援センターを、高齢者に関するあらゆる課題に対する総合相談窓口として機能を充実するとともに、住民に対して周知徹底を行います。高齢者の総合的な相談窓口や権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の業務に加え、情報共有等を通じた

関係機関との連携を強化していきます。

介護予防・日常生活支援に関する新たな取り組み 〈新しい総合事業〉

介護保険制度の改正に伴い、平成29年4月から、これまでの介護予防給付（訪問介護及び通所介護）を見直し、地域のNPOやボランティアを担い手とする生活支援サービス等を加えた多様なサービス事業を展開していきます。また当該事業の提供体制を整備していくにあたり、サービス資源の開発とネットワーク化等に取り組む生活支援コーデイネーターを配置します。

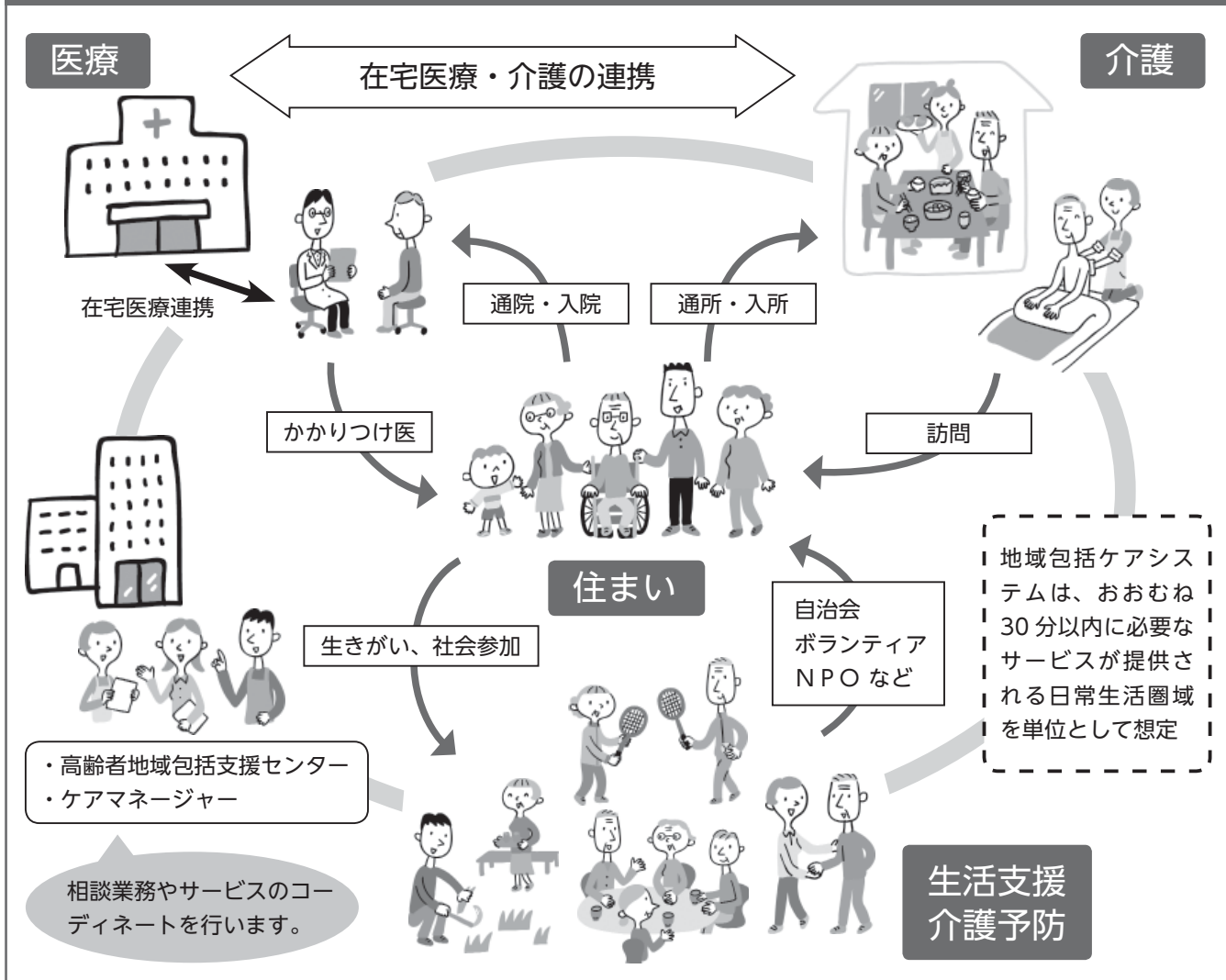
在宅医療・介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が今後増加することが見込まれる中、居住に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進していきます。本町では、本計画期間中の地域支援事業としての実施に向けた体制を整えていきます。

認知症施策の推進

認知症を予防するための活動の普及を進めていくとともに、地域支援事業の包括的支援事業として新たに位置づけられた認知症に係る事業の実施、認知症の方を地域で見守っていく体制づくりを図ります。

2025年の地域包括ケアシステムのイメージ【出典：社会保障審議会介護保険部会資料】



●第6期介護保険事業計画における平生町第1号被保険者介護保険料

	対象者		所得等	保険料率	年額 (円)
	住民税課税状況 世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.50 (0.45)	32,080 (28,870)
第2段階	非課税	非課税	80万円以下	0.75	48,130
第3段階	非課税	非課税	120万円以下	0.75	48,130
第4段階	課税	非課税	120万円超え	0.75	48,130
第5段階	課税	非課税	80万円以下	0.90	57,750
第6段階	課税	非課税	80万円超え	1.00 (標準)	64,170
第7段階	課税	課税	120万円未満	1.15	73,800
第8段階	課税	課税	120万円以上 190万円未満	1.30	83,420
第9段階	課税	課税	190万円以上 290万円未満	1.50	96,260
第10段階	課税	課税	290万円以上 500万円未満	1.75	112,300
第10段階	課税	課税	500万円以上	1.90	121,930

※第1段階におけるカッコ内の数値は国の低所得者対策により軽減された率(額)です。

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料が変わります

平成27年度から平成29年度までの平生町第1号被保険者介護保険料は左表のとおりです。(基準月額…5348円)

本年度の介護保険料額の通知(普通徴収の人は納付書を含めて)は7月に送付する予定です。

なお、介護保険料の未納が続くと、介護保険サービスを利用するにあたって、保険給付の割合が9割から7割に下げられるなどの措置が講じられます。

●年齢3区分別人口推計と高齢化率

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
0～14歳	1,418	1,381	1,342	1,308	1,202	1,065
15～64歳	6,946	6,828	6,709	6,595	6,273	5,863
65歳以上	4,380	4,421	4,462	4,502	4,560	4,406
合計	12,744	12,630	12,513	12,405	12,035	11,334
高齢化率	34.4%	35.0%	35.7%	36.3%	37.9%	38.9%

資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート法により推計 (単位：人)

●第1号被保険者(65歳以上)人口推計と第2号被保険者(40～64歳)人口推計の内訳

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口		12,744	12,630	12,513	12,405	12,035	11,334
第1号被保険者	65～74歳	2,159	2,153	2,147	2,141	2,057	1,695
	75歳以上	2,221	2,268	2,315	2,361	2,503	2,711
	合計	4,380	4,421	4,462	4,502	4,560	4,406
第2号被保険者(40～64歳)		4,085	4,017	3,948	3,882	3,703	3,503
被保険者合計		8,465	8,438	8,410	8,384	8,263	7,909
前期高齢者割合(%)		16.9%	17.0%	17.2%	17.3%	17.1%	15.0%
後期高齢者割合(%)		17.4%	18.0%	18.5%	19.0%	20.8%	23.9%

資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート法により推計 (単位：人)

●介護保険サービス給付費の推移

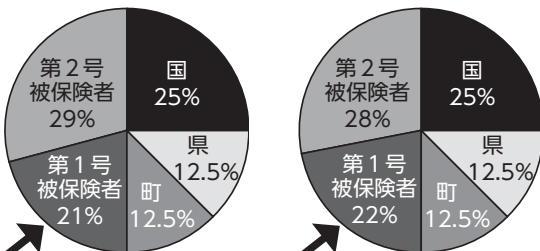
サービス種別	平成24年度			平成25年度			
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
介護給付	居宅サービス	355,855	357,495	100.5%	368,357	347,839	94.4%
	地域密着型サービス	97,833	116,472	119.1%	105,091	127,141	121.0%
	施設サービス	495,649	471,930	95.2%	502,967	476,527	94.7%
	その他	44,660	46,192	103.4%	46,199	47,794	103.5%
	小計	993,997	992,089	99.8%	1,022,614	999,299	97.7%
予防給付	居宅サービス	39,360	43,922	111.6%	41,259	44,435	107.7%
	地域密着型サービス	757	208	27.5%	1,166	419	35.9%
	その他	8,065	6,919	85.8%	7,915	7,249	91.6%
	小計	48,182	51,049	106.0%	50,340	52,103	103.5%
総計	1,042,179	1,043,138	100.1%	1,072,954	1,051,402	98.0%	

(単位：千円/年)

●介護保険給付費割合

【第5期介護保険事業計画】

【第6期介護保険事業計画】



政令により、第1号被保険者(65歳以上)の負担割合が増えました。

保険者の保険料の負担割合は、全国ベースでの被保険者の比率に基づいて、政令で定められ、平成27年度からの第6期介護保険事業計画においては、第1号被保険者が22.0%、第2号被保険者が28.0%となります。(第5期介護保険事業計画での負担割合は第1号被保険者が21.0%、第2号被保険者が29.0%)

高齢者が増えることで、要支援・要介護認定者も増加が見込まれ、介護サービス給付費が増加していくことも介護保険料が増額する要因となっていますが、第1号被保険者の負担が1%増えることも、介護保険料が増額することの要因として挙げられます。

総人口と高齢者人口の推計

総人口は減少傾向で推移すると推計され、平成37年には総人口が11334人と見込まれます。総人口に占める高齢者の割合は増加すると想定されます。高齢者数(第1号被保険者数)の推計の内訳を

見ると、前期高齢者(65～74歳)は横ばいから減少、後期高齢者(75歳以上)は平成37年にかけて増加すると推計されます。高齢者が多くなることにより、要支援・要介護認定者も増えることが見込まれ、介護サービス給付費の増加が予想されます。

総給付費の推移

総給付費については、ほぼ第5期介護保険事業計画の見込みのとおり推移しています。第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)においても、介護サービス給

付費が増加することを推計しています。

介護保険では、原則として保険給付費に要する費用の半分を公費(国、県、市)で負担し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被



『アイ・ラブ・ひらお』 定住プロジェクト始めます！

平生町は、人口減少対策の一環として、若年層を中心に定住促進を図るため、平成27年度から平成31年度までの5年間、町内でのマイホームの取得や三世帯同居等を希望する世帯を全力で応援する“『アイ・ラブ・ひらお』定住プロジェクト”を開始します！

若者定住促進住宅補助事業

制度の概要

町内に定住を希望する若者世帯の、マイホームの取得等に対して支援を行います。

補助金の額

マイホームの取得 (新築、建売、中古住宅の購入)		20万円
夫婦の子※	中学校就学前の第1子	5万円
	第2子以降	1人につき10万円
軽自動車(住所変更・新規登録)※		1台につき2万円

《佐賀地区にマイホームを取得した場合》

マイホームの取得 (新築、建売、中古住宅の購入)		50万円
夫婦の子※	中学校就学前の第1子	10万円
	第2子以降	1人につき20万円
軽自動車(住所変更・新規登録)※		1台につき2万円

(※は、町外からの転入世帯に限ります。)

対象世帯

- ①マイホームの引渡し時に、夫婦いずれかが満40歳以下。
- ②町内にマイホームを取得し、夫婦で居住している。
- ③住民登録を行い、永住または10年以上マイホームに居住する意思がある。
- ④世帯全員に市町村税等の滞納がない。
- ⑤入居する人が、暴力団員等でない。
- ⑥三世帯同居等応援事業補助金の交付を受けていない。

対象住宅

- ①平成27年4月1日以降にマイホームとして取得されたもの。
- ②居住目的で玄関、居室、便所、台所、風呂を備えているもの。
- ③取得額が50万円以上であるもの。

三世帯同居等応援事業

制度の概要

町内で三世帯同居等を推進することで、子どもを安心して産み育てられ、高齢者が安心して暮らせるよう、マイホームの取得等に対して支援を行います。

補助金の額

マイホームの取得等 (新築、建売、中古住宅の購入、リフォーム)	取得額の40%以内 (限度額50万円)
------------------------------------	------------------------

※1,000円未満は切り捨て

※リフォームの場合は町内の建設業者を利用すること。

対象世帯

- ①町内で三世帯同居世帯等(親・子・孫など)として居住している。
- ②三世帯同居世帯等として住民登録を行い、永住または10年以上マイホームに居住する意思がある。
- ③申請者および同居等の親族に市町村税等の滞納がない。
- ④申請者および同居等の親族が、暴力団員等でない。
- ⑤若者定住促進住宅事業補助金の交付を受けていない。

対象住宅

- ①平成27年4月1日以降にマイホームとして取得、リフォームされたもの。
- ②居住目的で玄関、居室、便所、台所、風呂を備えているもの。
- ③取得等に費用が発生したもの。

申込方法

申込期間: 5月15日(金)~ (予算の範囲内で助成)

マイホームを取得・リフォームして住民登録を行い、居住を開始した後に、所定の申請書に必要な書類を添えて、申込み先に提出してください。

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

ひらおにカエル

手続きの詳しい内容については、お問い合わせまたは町ホームページをご覧ください。

■申込み・問合せ先 町役場総合政策課 政策調整班

☎0820(56)7120 FAX 0820(56)7121

E-mail seisaku1@town.hirao.lg.jp

【町ホームページ】http://www.town.hirao.lg.jp/

平成27年度の 行政協力員さん が決まりました

みなさんの住んでいる自治会と行政との架け橋となる行政協力員さんは、「まちづくり」を円滑に進めていく上で必要不可欠な存在となっています。住民の方々にとって、行政をより身近に感じることができるパイプ役としてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。(敬称略)

平生地区

小和田	勝山順一
西分	上部富夫
上殿	宝城洋
田布路木	辻重信
山田	竹田宏
平生萩原	奥原淳司
長迫	角廣淑巳
松尾	山本隆嗣
磯崎	中山勉
豎ヶ浜東	池岡勝正
豎ヶ浜中	新本幹朗
豎ヶ浜西	新本壽
荒木	長岡浩
新開	中嶋一成
人島	伊茂治優
高須	岡原貢
沼	吉本昌治
西原	西本保
上横一区	金永富葉
上横二区	池岡文子
上横三区	島本勉
上横団地	河村一二三

下横一区	新河芳則
下横二区	竹中道雄
下横三区	山本兵治
日の出一区	斉藤圭一
日の出二区	石田智恵美
吉原	久保秀幸
十三割団地	阿部秀一
三新住宅	麻生政志
西浜東	中村美知子
栄町	河村悦美
大正町	三戸育治
西浜	河内慎吾
角浜	磯仁愛子
西の町	時弘宏治
戎町	増野満興
新市	笠原剛司
裏町	重歳徳士
坂の下一区	安在紘生
坂の下二区	奈良田務
坂の下三区	岩井浩治
坂の下五区	宇部友宏
光輝病院住宅	岸本尚文
光輝看護師住宅	松田和典
土手町東一区	大江俊江

土手町東二区	飯田実
土手町東四区	佐々木幸一
土手町東五区	村竹和恵
土手町西	大江正一
桜町	福嶋卓典
野島	山本和也
新町東	三木浩子
新町西	富田靖生
新町南	笠岡正勝
新町つくし	福吉尚也
新湊	河野直人
下豊田	平中茂之典
壺の割	長尾忠典
西十八割	丸山昌弘
磯崎団地	河内豊
湊の内	芳岡栄子
新町団地	角田秀子
中湊	山本憲克
東十八割	仲典明
東壺の割団地	長藤京子
西高須	宮脇光司
吉原東	幸谷太平
湊ノ浜	藤田朱美
南原	長尾かおる

大野地区

南下	弘中建
南上	山田吉明
園田	井堀文雄
蔭平	松岡敬祐
日向平	吉本政成
中村	村中仁司
中村団地	岡信昭
中村南	坂本嘉朗
長谷前	田丸美千子
長谷後	高木哲夫
河田	古川恵二
弁上	藤咲和彦
今井	野村守
今井団地	山方信
喜多	金福和広
大野萩原	岩崎憲一
水越	弘中俊郎
大久保	河岡悟
みのげ	兼石義利
大野促進	奥村英子
大野東団地	福光洋司
大野西団地	友澤博和
今井西団地	神田博文
大野南団地	田中孝幸
和泉	藤谷拾人

曾根地区

百済部	木本昭雄
西水場	藤井康平
東水場	福永淳
新地	中野二郎
向井原	岡本正利
向井原下	中本高之
向井原上	中本義晴
奥下	中村恵美子
畑	浅原秀雄
平原	大田一士
地方上	山根博
地方下	板村幸人
沖	岡本満
隅田	福政泰久
隅田住宅	松葉美智子
中隅田	岡部義治
沖団地	田中秀文
六枚	高岡泰和
小山	堀宏
長尾	大下カツ子
新長尾	森元久男
光輝病院寮	山本光夫
曾根ハイツ	中村幸男
メゾン中隅田	村田眞作

佐賀地区

尾国一区	窪田力三
尾国二区	木村孝幸
尾国三区	小林文子
尾国四区	中島智子
尾国五区	河内和成
小郡	松尾康弘
秋森	槌田守
黒羽根	藤本恒行
東魚見	増岡正美
西魚見	中川博幸
浜田	奥原紀之
小森	西村悦男
森の下上	藤村政嗣
森の下沖	勝本英雄
浜崎	宮本次浩
神田	野上真一
大田	山家秀夫
やぶ	植野實
上組	井上昭二
伊保木	福永隆登
名切	三宅政次
丸山	久保田良則
田名上	佐川安廣
田名中	土肥靖夫
田名沖	松本正己
佐合	森正廣

平成27年度の 自治会関係補助事業

本町では、自治会連合会や自治会に対して次のとおり財政的支援などを行い、自治会の運営と活動を支援していきます。

補助金などの名称 [担当部署]	対象、事業内容	補助率など
自治会活動費交付金 [総務課 まちづくり推進班]	平等割、活動割、連絡調整割	各算定方法による
車、草刈機借上料交付金 [総務課 まちづくり推進班]	道打ち、溝掃除などの環境整備で使用する車両および草刈機の借上料	車両 1台あたり 4,000円 草刈機 1基あたり 500円
防災防犯活動費用助成事業 [総務課 まちづくり推進班]	防災・防犯活動に必要な備品の購入費など	経費の2分の1 [限度額5万円]
環境衛生活動費用助成事業 [総務課 まちづくり推進班]	環境整備活動に必要な備品の購入費	経費の2分の1 [限度額5万円]
自治会会報等発行事業 [総務課 まちづくり推進班]	会員を対象にした地域の話題、行事予定などを掲載した会報などの発行	1世帯1回あたり 30円 [限度額2万円]
自治会連合会等設立支援事業 [総務課 まちづくり推進班]	おおむね大字の範囲で、自治会が連合会を設立するための初期経費および活動費助成	均等割 8万円 (設立時のみ) 活動割 200円×参加人数
地域お助け隊支援事業 [総務課 まちづくり推進班]	他の自治会を支援・協力する活動を行うための経費	お助け隊人数×下記金額 【半日お助け隊 (4時間程度)】 1,500円/人 【一日お助け隊 (7時間程度)】 3,000円/人
重機借上料交付金 [建設課 施設管理班]	溝掃除などの際、自治会が用意した重機の使用に対して交付	1台あたり 6,300円
原材料支給 [建設課 農林漁港班]	自治会が独自に行う工事や修繕に対して、生コンクリートなどの原材料を支給	各自治会 年間の上限 10万円
街路灯設置等事業費補助金 [総務課 地域安全班]	街路灯の新設や修繕工事費	1基あたり経費の2分の1 ※1万円以上の工事に限る [限度額なし]
公用車貸出事業 [総務課 まちづくり推進班]	町が所有する公用車 (軽ダンプなど) を貸し出す ※休日のみ	使用料・燃料費無料 (8:30～17:00、町内での使用に限る)
集会所建設等補助金 [総務課 まちづくり推進班]	<ul style="list-style-type: none"> ●集会所の改修、排水設備の設置を行う場合に、その費用の一部を補助 ●自治会内に存在する空き家を有効活用し、集会所などとするための改修費用の一部を助成 	経費の2分の1 ※10万円以上の工事に限る [限度額あり]
環境衛生整備事業 ごみ収集ボックス設置補助金 [町民課 生活環境班]	定期ごみ収集箇所のごみボックス備品購入に対して補助	1基あたり経費の2分の1 [限度額1万5,000円]

平成 26 年度

財政公表

平成 26 年度予算の収入・支出状況（3月31日現在）を公表します。

財政公表は、町民のみなさんに町の財政がどのような状況になっているかを知っていただくため、年2回公表するものです。

◆一般会計予算の収支状況【現行予算額 53 億 63 万円】

収入済額合計 49 億 2,982 万円 (93.0%)

地方交付税	18 億 7,463 万円 19 億 1,240 万円 (102.0%)
町 税	12 億 4,898 万円 12 億 8,484 万円 (102.9%)
町 債	4 億 7,035 万円 2 億 6,225 万円 (55.8%)
国庫支出金	5 億 1,812 万円 4 億 2,492 万円 (82.0%)
県支出金	4 億 6,673 万円 3 億 4,853 万円 (74.7%)
繰越金	1 億 7,201 万円 1 億 7,201 万円 (100.0%)
繰入金	1 億 6,133 万円 1 億 6,133 万円 (100.0%)
地方消費税交付金	1 億 3,000 万円 1 億 3,206 万円 (101.6%)
諸 収 入	6,235 万円 4,833 万円 (77.5%)
使用料・手数料	5,928 万円 5,497 万円 (92.7%)
そ の 他	1 億 3,680 万円 1 億 2,811 万円 (93.7%)

歳入

■ 現行予算額
■ 収入済額
() 内は予算対比

支出済額合計 41 億 8,367 万円 (78.9%)

民 生 費	16 億 8,815 万円 13 億 3,592 万円 (79.1%)
総 務 費	8 億 5,052 万円 6 億 8,003 万円 (80.0%)
公 債 費	6 億 7,952 万円 6 億 7,740 万円 (99.7%)
土 木 費	5 億 5,051 万円 1 億 8,767 万円 (34.1%)
教 育 費	4 億 5,228 万円 4 億 1,053 万円 (90.8%)
農林水産業費	2 億 7,371 万円 1 億 5,263 万円 (55.8%)
衛 生 費	3 億 409 万円 2 億 7,774 万円 (91.3%)
消 防 費	2 億 4,832 万円 2 億 4,308 万円 (97.9%)
諸 支 出 金	1 億 2,328 万円 1 億 1,021 万円 (89.4%)
議 会 費	7,423 万円 7,382 万円 (99.4%)
そ の 他	5,596 万円 3,459 万円 (61.8%)

歳出

■ 現行予算額
■ 支出済額
() 内は予算対比

※各予算額、収入・支出済額には繰越明許費を含む。

◆特別会計予算の収支状況

会 計 名	予 算 額	収 入 済 額	収 入 率	支 出 済 額	支 出 率
国民健康保険	19 億 6,448 万円	15 億 9,101 万円	81.0%	16 億 4,728 万円	83.9%
下 水 道	7 億 1,889 万円	1 億 9,193 万円	26.7%	5 億 7,355 万円	79.8%
水産廃棄物処理	8 万円	8 万円	99.2%	8 万円	99.2%
漁業集落環境整備	8,929 万円	1,547 万円	17.3%	7,879 万円	88.2%
介護認定審査会	2,757 万円	857 万円	31.1%	2,475 万円	89.8%
介 護 保 険	12 億 9,081 万円	10 億 7,154 万円	83.0%	11 億 6,282 万円	90.1%
後期高齢者医療	2 億 1,564 万円	1 億 9,098 万円	88.6%	1 億 8,080 万円	83.8%
飲料水供給施設	3,343 万円	138 万円	4.1%	1,219 万円	36.5%

用語解説

- 【民生費】 高齢者や子育てなどの福祉サービス
- 【総務費】 住民登録や庁舎の維持管理、防犯対策、選挙など
- 【公債費】 借り入れた町債の返済
- 【土木費】 道路、公園、河川の整備など
- 【教育費】 学校教育、生涯学習、スポーツの振興など
- 【農林水産業費】 農業、畜産業、水産業の振興など
- 【衛生費】 健康増進、疾病予防、環境対策など
- 【消防費】 火災、救急、防災対策など
- 【議会費】 議会運営

◆町有財産の状況



証券・出資金・基金
23 億 9,456 万円



土地
182 万 6,537 ㎡



建物
5 万 3,648 ㎡



消防車
13 台



公用車
24 台

◆町債残高・一時借入金の状況

道路や公共施設の整備事業などの財源とするため、国や銀行などから長期に借り入れている資金の状況です。(家庭における借金)

区 分	金 額
一 般 会 計	53 億 7,456 万円
特 別 会 計	
下 水 道	45 億 1,188 万円
漁業集落環境整備	7 億 3,037 万円
飲料水供給施設	5,414 万円
合 計	106 億 7,097 万円
一 時 借 入 金	6 億円

注) 記事内の金額は 1 万円未満を切り捨てたものです。そのため、各図表における構成比の内訳、合計などが一致しないことがあります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ

国民健康保険税

■問合せ先 町役場税務課 ☎ (56) 7114

●課税限度額の改正

地方税法施行令および平生町国民健康保険条例の改正により、課税限度額が右表のとおり引き上げられます。

課税限度額とは

それ以上は課税しない税額の上限額

区分	改正前 (平成26年度まで)	改正後 (平成27年度から)
医療保険分	510,000円	520,000円
後期高齢者支援金分	160,000円	170,000円
介護保険分 (40～64歳までの被保険者)	140,000円	160,000円

●低所得者等に対する軽減措置のための軽減判定所得基準の見直し

軽減措置（「均等割」および「平等割」を2割・5割・7割減額する制度）の軽減判定所得基準が、下表のとおり見直され、保険税の軽減対象が拡大されます。

	軽減割合	改正前 (平成26年度まで)	改正後 (平成27年度から)
	7割軽減	33万円以下	33万円以下
対象拡大	5割軽減	33万円 + <u>24.5万円</u> × {(世帯に属する被保険者数) + (特定同一世帯所属者数)} 以下	33万円 + <u>26万円</u> × {(世帯に属する被保険者数) + (特定同一世帯所属者数)} 以下
対象拡大	2割軽減	33万円 + <u>45万円</u> × {(世帯に属する被保険者数) + (特定同一世帯所属者数)} 以下	33万円 + <u>47万円</u> × {(世帯に属する被保険者数) + (特定同一世帯所属者数)} 以下

後期高齢者医療制度

■問合せ先 山口県後期高齢者医療広域連合 業務課賦課徴収係
☎ 083 (921) 7112

●低所得者等に対する軽減措置のための軽減判定所得基準の見直し

軽減措置（「均等割」を2割、5割、8・5割、9割減額する制度）の軽減判定所得基準が、下表のとおり見直され、保険料の軽減対象が拡大されます。

	軽減割合	改正前 (平成26年度まで)	改正後 (平成27年度)
	9割軽減	33万円以下で世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）	33万円以下で世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）
	8.5割軽減	33万円以下	33万円以下
対象拡大	5割軽減	33万円 + <u>24.5万円</u> × (世帯に属する被保険者数) 以下	33万円 + <u>26万円</u> × (世帯に属する被保険者数) 以下
対象拡大	2割軽減	33万円 + <u>45万円</u> × (世帯に属する被保険者数) 以下	33万円 + <u>47万円</u> × (世帯に属する被保険者数) 以下

軽減判定所得基準とは

各保険に加入している世帯員の所得金額を合算した金額をもとに、軽減を判定する基準です。なお、軽減判定は4月1日（4月2日以降に新たに加入したときは加入した日）の世帯の状態で行います。

特定同一世帯所属者とは

75歳に到達する人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した人で、資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する人をいいます。

感染症にご注意ください

■問合せ先 柳井健康福祉センター ☎(22) 3631

ダニ媒介性疾患の予防について

病原体を有するマダニやツガムシにかまれると、感染症にかかることがあります。これらは、特に春から秋にかけて活動が活発になります。屋外で活動するときには、次のことに注意しましょう。

【予防策など】

- ダニにかまれないことが重要です。
- 山や野原のほか、公園、住宅地の庭などでも注意してください。
- やぶや草むらなどに入る場合には、長袖、長ズボンなどを着用し、肌の露出を少なくすることが大切です。
- 屋外活動後には、ダニにかまれていないか確認し、帰宅直後の着替えや入浴（シャワー）が効果的です。
- 犬や猫などには、目の細かいクシをかけると効果的です。駆除薬もありますので、獣医師にご相談ください。
- 吸血中のダニに気がついた際には、自分でつぶさずに、医療機関での処置を！
- かまれた後に、発熱などの症状があるときは、早急に医療機関を受診してください。

風しん(三日ばしか)抗体検査について

風しんは、妊婦、特に妊娠初期の女性が感染すると赤ちゃんに先天性心疾患、難聴、白内障などの障害が起る可能性があります。

風しんに対して十分な免疫があるかどうかは、抗体検査で確認できます。県の実施する、無料の抗体検査事業を、ぜひご利用ください。

【風しん抗体検査事業】

- 対象者
 - ・ 妊娠を希望する女性
 - ・ 妊娠を希望する女性および妊娠中の女性の配偶者（パートナーを含む）
- ※ 予防接種歴、既往歴がある人や過去に抗体検査を受けたことがある人は除く。
- 回数 1回
- 費用 無料
- 実施期間 平成28年3月31日(木)まで
- 実施機関 山口県が委託する医療機関 山口県が委託する医療機関
- ※ 詳しくは県ホームページをご覧ください。
- <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kansensyout/huusinkensa.html>

平成27年度の下水道工事

平成27年度の下水道工事実施予定箇所は下図のとおりです。(工事の箇所は変更する場合があります。)

■問合せ先 町役場建設課 ☎(56)7118

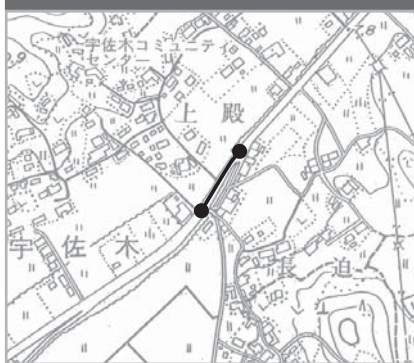
下水道工事は、公道(町道など)に下水道管を埋設する工事です。万全の注意を払って工事を実施しますが、一時的な通行止めや騒音などで、ご迷惑をおかけすることもあるかと思ひます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

なお、関係者には事前に工事の説明を行います。

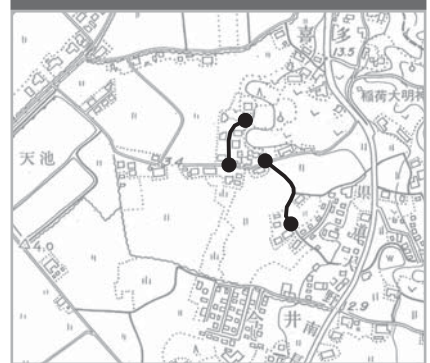
豎ヶ浜：豎ヶ浜西地区



宇佐木：西分地区



大野北：喜多地区



曽根：新地・向井原地区



曽根：沖地区



大野北：河田地区



空き家を
所有されて
いる方へ

「空き家バンク」 登録物件募集中！

平生町では、町外からUJターンを希望する人に対して、不動産関係団体と連携して、空き家の紹介を行う「空き家バンク」事業を行っており、定住促進と危険家屋の防止を図ることを目的としています。

「家が空いているから貸しても（売っても）いいよ」という方はぜひ空き家バンクに登録をお願いします。

※ 廃屋や老朽化が著しいものは登録できませんので、ご了承ください。

※ 申込書はホームページからもダウンロードできます。
<http://www.town.hirao.lg.jp/home/html/etc/uji/akiya/>

空き家リフォーム助成事業

平生町では、空き家の利活用を促進するため、「空き家バンク」に登録した空き家の、リフォーム費用および家具や仏壇など不要物の撤去費用の一部を助成します。

●助成額（1,000円未満切り捨て）

①リフォーム：対象費用の1/2（上限30万円）

②不要物の撤去：対象費用の全額（上限10万円）

※リフォームは町内の建設業者による施工が必要です。

■問合せ先 町役場総合政策課 政策調整班

☎0820(56)7120 FAX：0820(56)7121

E-mail：seisaku1@town.hirao.lg.jp

6月は土砂災害防止月間

大雨・土砂災害に備えましょう！

土砂災害や水害が多発しやすい梅雨の季節を迎えます。被害を軽減するために、次のことにご留意ください。

1 危険箇所・避難場所の確認

事前に災害の種類に応じた避難場所や避難経路などを確認しておきましょう。土砂災害においては、山鳴りや流れてくる水の濁り、亀裂などの前兆がみられることがあります。その場合は、すぐにその場から離れてください。水害においては、雨の様子や周囲の状況から危険を察知し、早期の避難を心がけましょう。

2 災害情報の収集

テレビやラジオ、気象台のホームページなどで気象情報や警報などの発令状況を確認しましょう。また、町では浸水想定区域や土砂災害警戒区域を記載したハザードマップを、対象地域にお住まいのみなさんに配布していますので、ご確認ください。※各種ハザードマップは町ホームページにも掲載しています。

■問合せ先

【土砂災害警戒区域や各種ハザードマップについて】

町役場建設課 ☎（56）7118

【避難場所や各種防災情報について】

町役場総務課 ☎（56）7111

特設人権行政相談所を開設

本町では、6月1日の『人権擁護委員の日』に特設人権行政相談所を開設します。みなさんが日常生活の中で、人権に関わる悩みや困りごと（人権相談）、行政全般についての苦情・相談並びに意見や要望（行政相談）の相談を受け、援助をするものです。

なお、相談は無料で秘密は厳守します。

●日時 **6月1日(月)** 午前10時～12時
午後1時～3時

●場所 中央公民館 第1研修室（1階）

●相談員 人権擁護委員（3名）、行政相談委員（1名）

●相談内容（例として）

家族関係（夫婦、離婚、遺言、相続等）／近隣関係（境界、騒音、うわさ等）／金銭問題（借金、サラ金、詐欺、保証人等）／配偶者や交際相手からの暴力（DV）／子どもに関すること（いじめ、体罰、不登校、虐待等）／高齢者・福祉問題（扶養、介護、生活保護等）／障害者問題、土地問題、裁判や弁護士に関すること／役場、国、県への不満、不信／その他

■問合せ先 町役場総務課 ☎（56）7111

毎月第2月曜日に定例の人権行政相談を開催していますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。

◆人権擁護委員 五味洋子さん再任

平生町を担当する人権擁護委員に、五味洋子さんが再任されました。任期は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となっています。五味さんは、平成21年から6年間にわたり本町の人権擁護委員を務められています。

人権擁護委員は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害されないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

◆行政相談委員 花形武子さんが再委嘱

平生町の行政相談委員の花形武子さんが、平成27年3月31日をもって任期満了となりましたが、このたび、引き続き総務大臣から再委嘱を受けられました。

また、総務省から同年4月1日付けで、行政相談委員の中から、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関して中心的な役割を果たす「男女共同参画担当委員」について、県内からは4名が指名され、花形さんが引き続き指名されました。

行政相談委員は、皆さんの相談相手として、行政（国や県、町など）の仕事に関する苦情や要望を受け付け、関係機関に対する通知や助言を行っています。

人権コラム

つながり
ゆるぎ
ゆるぎ

No.53

犯罪の低年齢化



平生町人権教育推進協議会
(事務局：町教育委員会)

2月、衝撃的な事件が全国に報道されました。川崎市中1男子殺害事件です。衣服を脱がせ深夜の冬の川で泳がせた後、首を刺して殺害するとい

う残虐性や、逮捕された加害者はいずれも18歳以下の少年という事実、さらにショックを受けました。昨年7月の佐世保で起こった高一女子生徒による友人殺害事件も、今年1月に名古屋で起こった19歳の大学生が7歳のお年寄りを斧で殺害した事件も、加害者は未成年でした。

れるのかを考えると、複雑にからんだたくさん要因があるとは思いますが、その要因の一つとして、「情報の氾濫」があると思います。

現在、世界中で起こっている残忍な事件が、ネット上で全世界に流され続けています。すると中には、実体験を求める心情が心の片隅に生まれ、何かの拍子に実行に移してしまう若者もいるのかもしれない。

このような社会情勢の中で、私たちに求められているのは、刺激的な情報が不用意に飛び込んできたとしても、それをきちんと取捨選択し、正しい判断ができる子どもを育てていくことだと思います。そのため大切なのが家庭教育の充実であり、学校や地域での人権

育であろうと思います。人の痛みを知り、親とのあたたかいコミュニケーションや、学校・地域での他人との豊かな関わりを通して、自分が地域社会の大切な一員であるという自覚や責任感を喜びの体験を伴って感じられる環境をつくっていくことが大切です。

事件を起こした若者が、少しでも命の尊さや相手の痛みといった、人としての尊厳を脳裏に思い浮かべることができれば、こんなことにはならなかったのではないかと思います。

連続するこれらの事件はこれからの子どもへの教育に大きな警鐘を鳴らしているのだと思います。他人事でなく私達人人が率先して、思いやりのある明るい社会の構築に努めていかなければならないという思いを強くさせられ

なぜこのような残虐な行為が若者によってな

るのかを考えると、複雑にからんだたくさん

育であろうと思います。

一人ひとりが主役のまち“平生”
協働のまちづくり 39

■問合せ先 町役場総務課 まちづくり推進班 ☎(56)7111

Thema

平生まち・むら
コミュニティ協議会設立総会

平生まち・むらコミュニティ協議会設立総会が開催されました！

4月6日、町役場第3庁舎3階会議室で平生まち・むらコミュニティ協議会設立総会が開催されました。代議員や地区住民の方々をはじめ、来賓として山田町長を迎え、68人が出席しました。来賓あいさつの後、議事のコミュニティ協議会規約(案)、役員を選任(案)、事業計画(案)、会費(案)、について審議し、すべて賛成多数で採択され、コミュニティ協議会が設立されました。

終わりに、西村千秋会長ほか役員を紹介をし、設立総会を終えました。コミュニティ協議会は本格的に活動をスタートしました。



平生まち・むらコミュニティ協議会 事業計画

- 【イベント部会】
盆踊り、クリスマス会、どんど焼き 他
- 【環境美化部会】
熊川の清掃、休耕田等の草刈、空き家対策 他
- 【防災防犯部会】
緊急避難場所の確認、スポーツセンター周辺のパトロール 他
- 【健康福祉部会】
ラジオ体操会、声かけ運動 他
- 【輪づくり部会】
自治会の補助、交流の場づくり、人の輪づくり 他

・・・まちづくりを支援するための人材派遣の制度を紹介します・・・

地域おこし協力隊について

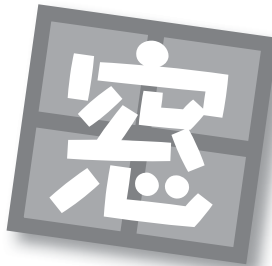
地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等への条件不利地域に住民票を移し、生活の拠点を移した人を市町村が「地域おこし協力隊」として委嘱しま

す。隊員は一定期間、地域に住み、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民生活などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。



町長室の

No.151



第18回統一地方選挙が終わりました。本町では県議会議員選挙と町議会議員選挙が実施されました。町民の信任を得られ当選された議員各位には、心からお慶び申し上げ、今後のご活躍を期待します。

さて、議員のシンボルといえば、襟元で輝く、議員バッジですが、これは決して水戸黄門の印籠のような「権威の象徴」ではなく、住民の願いと期待が込められた「負託の象徴」です。私も経験がありますが、バッジを着用すれば自然に背筋が伸びて、厳粛な気持ちになるものです。

議員バッジは地方議員から国会議員まで、基本的な形状は金属製の台座にモール（通称「座布団」）が貼られ、その色とデザインの違いによって議員の識別ができるように

なっています。

ちなみに、町議会議員のバッジは、直径1.8cm、紺色のモールに菊花模様、そのまた中央に銀色（議長のみ金色）で「議」の字が入っています。

県議会議員も全国共通で直径1.8cm、紺色のモールに

バッジの重み

中央が花心模様になっています。

さらに、国会議員の場合、衆院、参院ともに直径2cmで、衆院が赤紫色のモールで中央が金色の菊花模様。参院はモールが茄子紺でこの方が菊のご紋が一回り大きくなっています。（ここだけの話ですが、紛失した際は届け出て購入しますが、衆院が約1万円、参院が約1万3千円です）

国会ではこのバッジが通行証で、本会議場にはバッジの着用が義務づけられています。かつて、福田元首相がバッジを着け忘れたため衛視から制止され、慌てて傍の森喜朗

氏から借りて入場したというエピソードは有名です。

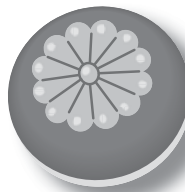
また、国会では随所に配置された衛視さんが、（議員ではなく!?）胸元のバッジを見るとサツと敬礼します。これには当時私もいささか違和感を覚えたのですが、やがてそれは、バッジの後ろの自分

を選んでくれた有権者への敬意の表明と受け止めるようにしたことなど、バッジにまつわる思い出です。

実は、町長も全国町村会から「町村長記章」をいただいています。議員のと違って台座やモールはなく、1.2cmと小さく、銀色の菊花模様の中に「長」の字が刻まれています。

それぞれの立場で、この「バッジ」の重みを感じながら、住民の負託に込めていきたいものです。

山田 健一



戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金が支給されます

～請求受付を開始しています～

特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受取る人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

平成30年4月2日まで

請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。

請求窓口・問合せ先

町役場健康福祉課

☎ (56) 7115



町民課の
窓口延長サービス

- 毎月第2・第4金曜日、町民課の窓口は午後6時30分まで（年末年始、祝日を除く）
- 交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本（除籍・原戸籍は除く）印鑑登録証、印鑑証明書

ふるさと納税

ふるさと平生 応援寄附金

生まれ育ったふるさとなど、思いを寄せる地域を「応援したい」という気持ちを形にすることができる「ふるさと納税」。

平成26年度に総額1,097,000円のご寄付をいただきました。ありがとうございました。

《ご寄付をいただいた方々（五十音順）》

朝倉 計夫さん 石田 義道さん
 碓井 弘美さん 木村 亨さん
 藏田 卓矢さん 藏田 満知子さん
 田村 和子さん 中川 荘治さん
 深谷 永二さん 福本 浩三さん
 横山 智さん ほか7名（匿名希望）

■問合せ先
 町役場総合政策課 ☎（56）7120

6月1日（月）～7日（日） 水道週間

井戸水の無料水質検査

●対象者 田布施・平生水道企業団配水区域内（水道の本管が前面道路に布設されている区域）で、井戸水を飲用に使用している人（以前に本検査を受けたことがある人を除く。）

●募集期間 6月1日（月）～7日（日）（期間内消印有効）

●実施件数 10件（申込多数の場合は抽選とし、当選者のみ連絡。）

●試験内容 13項目（一般細菌、大腸菌、濁度、色度、エ値、臭気、味、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、鉄およびその化合物、カルシウム・マグネシウム、マンガンおよびその化合物）

●採水方法 企業団の職員が採水（採水日は後日連絡します。）

●申込方法 ハガキまたはFAX（郵便番号、住所、氏名、自治会名、電話番号および「水質検査を希望」と明記）

※電話申込みはご遠慮ください。

■申込み・問合せ先
 田布施・平生水道企業団
 〒742-1511 田布施町大字下田布施3430-2
 ☎（52）2400
 FAX（52）2587

●日時 6月1日（月）～5日（金）
 午前9時～午後4時（所要時間・1時間程度）

●場所 日積浄水場（柳井市）

■申込み・問合せ先
 柳井地域広域水道企業団
 ☎（28）5333

●日積浄水場一般見学会
 6月1日（月）～5日（金）
 午前9時～午後4時（所要時間・1時間程度）

水道メーターの取替を実施します

●水道メーターの取替について

適切な水道使用量を測るため、計量法に基づく検定有効期間の8年に近づいた水道メーター（量水器）を取替交換しています。本年度において検定有効期限1年前となるものについて、順次取替作業を行います。

●取替作業について

【作業実施者】 田布施・平生水道企業団
 【作業時間】 10分程度 ※作業中は水道が使用できません。
 【立会いについて】 立会いは原則不要です。

※ご不在の場合でも取替作業をさせていただきます。
 ※水道メーターが車の下や家屋内にある場合などは、立会いをお願いすることがあります。

【注意事項】 取替作業終了後、一時的に空気の混入による白い水や濁った水が出る場合があります。最初に水道を使うときは、蛇口をゆっくり開けて、しばらく水を出してください。

●取替費用について

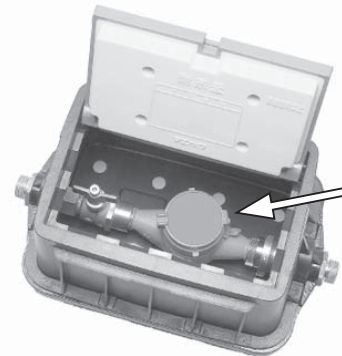
水道メーターの取替費用については、企業団が負担します。
 しかし、作業中に給水施設の劣化・腐食・破損などが見つかった場合、交換・修理を要請することがあります。企業団所有物である「量水器ユニットBOX」以外の部品などは契約者の所有物であり、契約者負担になる場合もあります。その際には事前にご相談します。

●悪質な業者にご注意ください！

取替作業の際、家屋内の蛇口修理の斡旋や浄水器の販売などをすることはありません。作業員は、企業団が発行している『田布施・平生水道企業団職員証』を携帯していますので、必要があれば提示を求めてください。

■問合せ先 田布施・平生水道企業団 水道課 ☎（52）2400

量水器ユニットBOX

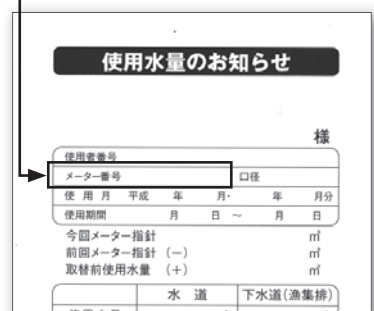


水道メーター（量水器）

取替対象メーターの確認方法

水道使用量の検針後に各家庭に配布している『使用水量のお知らせ』のメーター番号で確認してください。

【平成27年度取り替え対象番号】
 2705-001～2804-999



日向平で鯉のぼり祭り

4月19日、日向平地区(大野南)で地元の方々が鯉のぼりとイノシシ肉の料理などを囲んで絆を深めました。また、今回は周辺地域の方々も招待し、地域の輪を広げました。



まちの話題

町内各学校(園)で入学(園)式

4月1日～10日、町内の小・中学校や幼稚園・保育園で入学(園)式が行われ、新入生たちが、新たな学校(園)生活をスタートさせました。
【写真】佐賀小学校/4月8日



第11回 邦楽朋の会発表会

4月5日、町武道館で行われ、日本舞踊や謡曲、仕舞などのサークルが集い、互いの成果を披露。華麗な舞や、和楽器の囃子が、会場を和の世界にいざないました。



国民健康保険の

特定健診

後期高齢者医療の

健康診査

を受診しましょう!

平成27年度の特定健診(国民健康保険)および健康診査(後期高齢者医療制度)を実施します。対象者には受診券を送付していますので、届いた人は期限内に受診してください。

なお、年度途中での資格異動がある場合や受診券が届かなかった場合で受診を希望される人は、町役場町民課までご連絡ください。

受診券について

4月1日時点で保険資格の確認ができた人に送付しています。(以下の人を除く)

- ▶ 発送時までに保険資格に異動があった人
- ▶ 人間ドックの申込みがあった人
- ▶ 前年までに受診の案内が年度内に2度届いた人で、糖尿病など対象の医療を受診中あるいは入院・施設入所により受診券不要の申し出のあった一部の人

からだの状態は生活習慣や加齢で常に変化するものです
年に1度は必ず健診を受けて、健康づくりにいかしてください

半日人間ドックも実施しています

半日人間ドックの受診をご希望の方は、町役場町民課または佐賀出張所の窓口にてお申し込みください。

なお、年度内に受診助成ができるのは、人間ドックか特定健診・健康診査のいずれかです。これから人間ドックを申し込まれる予定の方は、申込みの際に特定健診の受診券を窓口にお出してください。

- 自己負担額 11,988円～14,358円
- 実施機関 平生クリニックセンター、周東総合病院、光市立大和総合病院

■問合せ先

町役場町民課 保険年金班 ☎(56)7113

	国民健康保険の特定健診	後期高齢者医療制度の健康診査
対象者	40～74歳の平生町国民健康保険の被保険者(事業所などで同様の健診を受けた人は、重複して受診される必要はありません。その場合はご連絡ください。)	後期高齢者医療制度の被保険者(糖尿病、高血圧性疾患、脳梗塞などの生活習慣病となる疾病で現在治療中の人は対象外ですが、希望される場合は受診できます。)
健診機関	【平生町】向井医院、田尻内科、みつおかクリニック、平生クリニックセンター、光輝病院 【田布施町】新谷医院、藤田医院、弘和クリニック、吉村胃腸科内科医院 【上関町】松岡医院、近藤医院、上関町祝島診療所	左の12機関に加え、県内の特定健診実施機関【町外の場合】直接、医療機関にお問い合わせください。
受診期間	平成28年1月末まで	平成28年3月末まで
受診料	【70歳未満】1,000円 【70歳以上】500円	500円
検査項目	問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質、肝機能、血糖)、心電図、貧血検査、血清アルブミン・血清クレアチニン	問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質、肝機能、血糖)、貧血検査
結果通知	町から結果通知書を送付します。(受診月から約1カ月後)	原則、受診機関にて健診結果の説明を受けてください。

P S A 検診について、より詳しい情報を知りたい人は、泌尿器科専門医にご相談ください。

町では8月から検診の実施を予定しており、詳細については6月のお知らせ版にてご案内します。

■問合せ先 町保健センター ☎ (56) 7141

こんにちは保健師です No.647

中高年に急増している前立腺がんに注意

「P S A 検診をご存じですか？」

前立腺とは？
(中高年男性に多い前立腺肥大症とがんのちがい)

男性だけにあり、膀胱の下
方、直腸の前方で、尿道の周
りを取り囲んでおり、精子の
運動機能の保持に大きな役割
を担っています。通常はクル
ミ大で重さが約15gの小さな
臓器です。

前立腺がんとは前立腺肥大症
は、共に中高年の男性に多い
前立腺の病気ですが、全く別
のものであり、前立腺肥大症
からがんになることはありません。

前立腺肥大症は良性的の病気
で、中を貫いている尿道が圧
迫され狭くなることなどによ
り、トイレの回数が多くなっ
た等の排尿症状が現れます。
一方で前立腺がんは尿道から
離れている領域にできること
が多く、排尿に関する症状が
出にくく初期のうちは無症状
です。

**前立腺がんの患者数・死亡
者数が増加しています**

日本では、高齢化、食生活
の欧米化、がん診断技術の進

歩などの影響で前立腺がん患
者が増え続けており、厚労省
の患者調査では平成17年度以
降、前立腺がんは男性が
中で総患者数が第1位となっ
ています。平成23年調査では
50歳代から第5位の患者数で
あると報告されており、50歳
から注意が必要な年齢である
ことがわかります。前立腺が
んによる死亡者も増え続けて
おり、平成25年には1万1千
人を超える人が前立腺がんで
死亡したと推定されていま
す。

**前立腺がん検診（P S A 検
診）とは？**

血液中のP S A（前立腺特
異抗原）の値を測定します。
前立腺がんの人は値が高くな
ります。



おすすめメニュー

ひじきとツナのピラフ

平生町食生活改善推進協議会

乾物や缶詰など常備食材を使ったお手軽ピラフ
です。ひじきはバターとの風味とも好相性。鉄分や
カルシウムがたっぷりとれます。

《材 料》 4人分

- ご飯 茶碗4杯 ミックスベジタブル 100g
- ひじき(戻して) 40g バター 20g
- ツナ缶 1缶(正味60g) しょう油、塩、こしょう

《作り方》

- ① ひじきは水につけて戻し、食べやすい長さに切る。
- ② ツナは油をきってほぐす。
- ③ フライパンを熱してバターを溶かし、ひじきを炒めて水気がとんだら、ミックスベジタブルとご飯を加えて炒め合わせる。
- ④ ツナを加え、しょう油、塩、こしょうで調味する。

前立腺がん検診の利点と欠点

がん検診は利点と欠点を理解したうえで受けることが大切です。

利点

- ▷ 初期の前立腺がん検診には特有の症状がないため根治可能ながんが発見できます。
- ▷ 排尿に関する何らかの症状が出てから発見される前立腺がんの20~30%の方は骨などに転移した状態で見つかるため、検査によりその危険性は低くなります。
- ▷ 検診の実施によってがんの死亡率が低下します。

欠点

- ▷ 約10%の前立腺がんは1回の検査では見逃されてしまいます。
- ▷ がんがなくてもP S A値が異常値になることがあります。(偽陽性)
- ▷ 前立腺がん検診を受けた場合、おとなしくて命に影響を与えないがんが発見されます。(過剰診断)
- ▷ 命に影響を与えないようなおとなしいがんに対して治療を行った場合、治療に伴う合併症などのマイナス要因が問題になります。(過剰治療)

☆毎月19日は「食育の日」です。家族や仲間といっしょに食事を楽しみましょう☆



みなさんは、神舞を見たことがありませんか？ 神舞とは笛と鼓と手鉦^{てがね}ではやし舞う、民俗芸能の一つです。

平生町には、曾根、田名、大野に神舞が伝わっています。そのうち、大野では公民館まつりで、大野神舞保存会の神舞が毎年披露されています。大野神舞保存会の田代さんに、お話を伺いました。

大野神舞は、もともとは神領^{かみり}（日向平・蔭平自治会周辺）神舞として伝えられていました。戦時中からは途絶えていましたが、昭和50年ごろ、大野の老人クラブ有志が中心となり、神舞を次世代へ伝承するため大野神舞として復活することになりました。

過去の神領神舞を知る高齢者が20名程の若者を集め、舞を伝えました。田代さんも若者の一人として参加されたそうです。

今では大野八幡宮秋季大祭には、毎年境内で神舞を披露し、秋の収穫への感謝の気持ちを笛太鼓と手鉦と舞で伝えています。

昨年度は、小学生1名、中学生5名、大学生1名の若い会員も活躍しました。日向平自治会の小学生男子は、必ず神舞を踊ることになっていました。進学や就職などで大野を離れていても、まつりの時期には帰省して参加し、世代間交流の場にもなっています。

若者の一人として神舞を教わった田代さんも、現在では神舞を伝える側として活動されています。

新しい取り組みも行われています。神舞の踊りをとり入れた大野神舞保存会オリジナルの獅子舞が、元旦に舞われます。



11月22日(日)に開催予定の大野公民館まつりでは、2つの舞を地域のみなさんに披露していただく予定です。それらの行事に向け夏には、毎週木曜日の夜に、大野公民館で練習を積まれます。

大野公民館は郷土芸能の伝承の場として、そしてその発表の場として、大野神舞保存会に活用してくださることに喜びを感じます。

郷土文化が次世代へとつながっていく様子を、みなさんにご覧いただければ幸いです。

■問合せ先

町教育委員会
☎(56)6083

No.233

生涯学習推進だより

次世代へつなげる郷土芸能

郷土芸能大野神舞保存会(大野公民館)



平生町生涯学習推進マスコット「マナビット」

図書館
だより



新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

誓約

薬丸 岳 著

出張料理・おりおり堂

安田 依央 著

旅は私の人生

曾野 綾子 著

今日も嫌がらせ弁当

t t k k 著

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎(56)2310

【開館時間】午前9時～午後5時15分

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます♪

<http://www.library.town.hirao.lg.jp> または 町公式ホームページからアクセス

育てておいしいヘルシー植物
NHK出版 編

《児童書》

しろがくろのパンダです。

平田 昌広 作

はらぺこたらたとふしぎなクレヨン

あまん きみこ 作

二二、まいごになる

アニタ・ロベール 作

じっちょりんのなつのいちにち

かとう あじゅ 作

なんでも魔女商会 リフォーム支店本日休業

あんびる やすこ 著

休館日

5月…18日(月)、25日(月)、31日(日/月末整理日)

6月…1日(月)、8日(月)、15日(月)

話題の本

おばあちゃんが
おばあちゃんになった日

長野ヒデ子 作 (童心社)

赤ちゃんが生まれたので、あこちゃんのお母さんは大忙し。お姉さんになったあこちゃんのお迎えには、おばあちゃんが来てくれます。あこちゃんは、おばあちゃんがいつからおばあちゃんになったのか気になって…。



正しい知識で 安心な消費生活

山口県消費生活センター 電話 083(924)0999

第37回「消費者月間」記念大会を開催します

5月は、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行う「消費者月間」です。

県などでは、月間行事の一環として、「みんなで作ろう！消費者が主役の社会」をテーマとした記念大会を、5月22日(金)の午後1時から4時まで萩市の「萩市民館」で開催します。

記念大会では、消費者が主役の社会の実現に向け、生活経済ジャーナリストのあんびるえつこ氏による『『つながる力』で創る 消費者市民社会』と題した記念講演や消費者啓発の標語の入選作品の表彰、また、山口県消費者団体連絡協議会および山口県地域消費者団体連絡協議会による活動発表などが行われます。

入場料や事前申し込みは不要で、どなたでも参加できます。また、手話通訳や要約筆記もあります。

詳しくは、県消費生活センター【☎083(924)2421】にお問い合わせください。皆様のご来場をお待ちしております。

柳井警察署だより

自転車の交通事故防止と 道路交通法改正



自転車も自動車と同じ「車両」の仲間です。正しくルールを守って安全に利用しましょう。

◆お子さんにはヘルメットの着用を

交通事故による頭部の怪我は、命にかかわります。保護者のみなさんは、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときには、ヘルメットを着用させましょう。

◆反射材を活用しよう

夜間の道路は、道路を利用する人それぞれがお互いの存在に気づきにくくなります。夜道で自転車を利用する時は、ライトを必ず点灯し、反射材を活用するなど、自分の存在をしっかりアピールしましょう。

◆自転車運転者講習制度が始まります

改正道路交通法の施行に伴い、6月1日から「自転車運転者講習」制度が始まります。

【制度の主な流れ】①自転車運転者が3年以内に2回以上危険行為をくり返す ②交通の危険防止のため、県公安委員会が自転車運転者に講習受講を命令 ③講習を受講する

※受講命令に従わなかった場合5万円以下の罰金

振り込め詐欺
被害防止の
ポイント

警察官をかたり、
「犯人を捕まえたが、名簿にあなたの名前がある」
「口座から現金を引き出されるおそれがある」

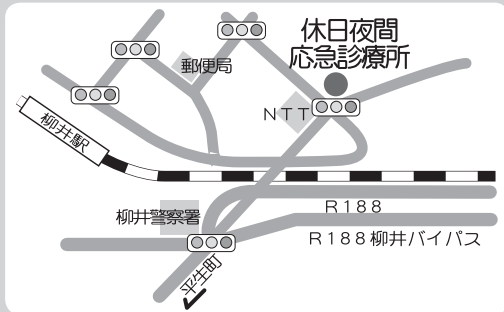
という言葉は詐欺の手口です。

警察官が現金の引き出しを要求することはありません。

休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所
柳井市中央1丁目5番3号
☎(22)9001 (下記診療時間内)



区分	診療日	診療時間(受付)
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始 (12月30日~1月3日) ※これらの日の夜間診療はありません	午前9時~12時 (午前11時30分まで) 午後1時~5時 (午後4時30分まで)
	平日 夜間	月~金曜日 ※土曜日の診療はありません

人権行政相談 ※相談無料・秘密厳守

- ◆相談日 毎月第2月曜日(休日の場合は翌日)
- ◆相談員 人権擁護委員、行政相談委員
- ◆相談内容 人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談並びに意見や要望などについて

次回は
6/8月

あっせん相談テレフォン

山口県労働委員会では、労働者と使用者間の労働関係トラブルの解決を支援する「あっせん」に関する相談専用電話「あっせん相談テレフォン」を開設しました。

◇あっせん相談テレフォン(あっせん相談専用)

☎083(933)4446

※面談、メール、ファックス、郵送での相談も可

【相談員】労働委員会事務局職員 【相談料】無料

【相談時間】午前8時30分~午後5時15分

(ⓂⓂⓂ年末年始は除く)

【相談内容】解雇、賃金カット、パワハラ等の労働者と使用者の間のトラブル

総合労働相談コーナー

山口労働局、各労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー」を設置し、県内事業場に働く労働者・事業主からの、労働問題に関するあらゆる分野のご相談を面談や電話でお受けしています。

◇下松総合労働相談コーナー(下松労働基準監督署内)

☎0833(41)1780

【相談内容】解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引き下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ(パワーハラスメント)など

柳井健康福祉センター相談日

[柳井市古開作/☎(22)3631]

- 骨髄バンク登録検査《要予約(前日まで)》
6月10日(水) 9:00~10:00
- B・C型肝炎抗体検査《要予約(前日まで)》
6月10日(水) 10:00~10:30
- HTLV-1抗体検査《要予約(前日まで)》
6月10日(水) 10:30~11:00
- HIV抗体検査《要予約(当日まで)》
※当日検査結果がわかります
6月10日(水) 14:00~16:00、17:00~19:00
- 思春期・ストレス相談《要予約(前日まで)》
6月26日(金) 10:00~15:00
- 心の健康相談《要予約(1週間前まで)》
6月16日(火) 13:00~14:00

こころの救急電話相談

山口県精神科
救急情報センター

☎0836(58)4455 (24時間対応)

内容:精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

小児救急電話相談

受付時間(毎日)
午後7時~翌午前8時

☎#8000または☎083(921)2755(携帯電話可)

内容:15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

月間火災・救急発生状況

(3月)資料:柳井地区広域消防組合

月間交通事故発生状況

(3月)資料:柳井警察署

	火災			救急	発生件数			
	建物	山林	その他		人身	物損	死者(人)	傷者(人)
管内	1	0	2	303	32	154	0	35
平生町内	0	0	0	53	4	18	0	4

まちの人口

世帯数	5,641	世帯(+7)
人口	12,617	人(-30)
3月31日現在		
うち男	5,974	人(-13)
うち女	6,643	人(-17)
():前月対比		

今月の納税【5月】

納期限6月1日

固定資産税
軽自動車税

第1期
全期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

■問合せ先 税務課【町税】☎(56)7114

税の徴収強化

併任徴収で県と連携

町では、昨年度に引き続き「併任徴収」を実施し、徴収対策の更なる強化に努めます。なお、「併任徴収」とは県職員が町職員としての身分を併せ持ち、県と町が協力して町税の滞納の解消に取り組むものです。

【ミュージックチャイムの曲名】 6:00 茶つみ

12:00 平生町の歌

17:00 夕やけこやけ

Information
情報伝言板
じょうほうでんごんばん

● 試験・募集 ●

自衛官募集

- ◇技術海上幹部・技術航空幹部
- 応募資格 【海上】大卒38歳未満、【航空】大卒45歳未満
- 受付期限 【共通】5月15日金
- 試験期日 【共通】6月29日金
- ◇技術海曹・技術空曹
- 応募資格 20歳以上の国家免許資格取得者等
- 受付期限 5月15日金
- 試験期日 6月26日金

休日夜間応急診療所
パート事務員募集

- 職種 医療事務員
- 募集人員 1人
- 応募資格 レセプトコンピュータの操作等ができる医療事務経験者
- 勤務形態・賃金（日額）
【休日昼間】㊟㊟月2回程度
午前8時30分～午後5時15分

1万円/日
【平日夜間】㊟㊟金週1～2回程度
午後6時30分～10時15分
4800円/日

● お知らせ ●

軽自動車税の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が軽自動車を所有、使用している場合で、障害の区分や等級による一定の要件を満たすときは、軽自動車税の減免を受けることができます。

減免の対象となる車両は、障害者1人につき、普通自動車を含めて1台です。軽自動車税の減免を受けると普通自動車税の減免は受けることができませんのでご注意ください。

身体障害者手帳などの交付を受けていて減免申請をされていない人、新たに手帳の交付を受けて減免の申請をされる人は、**軽自動車税を納付される前に町役場税務課で手続きをしてください。**

- 申請期限 納期限の前日
 - 持参物 身体障害者手帳など、軽自動車税納税通知書、車検証、運転者の免許証、印章
 - 障害者本人と生計を一にする人が障害者のために所有、運転する場合【生計が一であることが確認できる書類、使用目的（通学、通院、通勤など）が確認できる書類
 - 障害者を常時介護する人が運転する場合【運行計画書、証明書（施設・学校などの証明）、誓約書
- 町役場税務課
☎（56）7114

急激に減少する日赤活動資金にご協力ください

日本赤十字社は、災害時の医療救護活動、救急法等の講習普及、赤十字精神あふれる青少年やボランティアの育成、国際救援などの人道的活動を行って

浄化槽設置費の一部を助成します

河川や海などの公共用水域の水質汚濁防止のため、一般家庭の専用住宅に設置する10人槽以下の浄化槽の設置費用の一部を助成します。

●補助予定基数 各人槽全体で10基（申請数が補助予定基数に達した時点で受付終了を終了します。）

●補助金額

【5人槽】	33万2000円
【7人槽】	41万4000円
【10人槽】	54万8000円

●補助交付対象者 次の要件をすべて満たしている人

- ①公共下水道の認可区域外および漁業集落環境整備事業の計画区域外の地域で専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置される人
- ②（一社）全国浄化槽団体連合

町日本赤十字社山口県支部
☎083（922）0102

< 以下は広告欄です >

フラワーベルト 春の植栽

ふるってご参加ください

県道伊保庄平生線（ひらお特産品センター前～山口銀行前）沿いや町内4カ所の花壇を花や緑で飾り、まちを訪れる人に「うるおい」と「やすらぎ」を与え、イメージアップを図るために、年2回植栽を行っています。みなさんふるってご参加ください。

植栽式

【日時】 5月16日(土) 午前9時～
 【場所】 町スポーツセンターグラウンド
 管理棟付近
 【花の種類】 ベゴニア（約6,500株）

- 不参加費 500円（材料費）
- 申込期限 5月29日(金)
- 日時 6月17日(日) 午前10時～12時
- 場所 柳井市総合福祉センター
- 内容 家族の写真の飾りつけ
- 講師 スクラップブックング
- インストラクター 国典典子さん
- 定員 先着16人（子ども同伴可）

- 日時 原則7月4日～12月12日の毎週土曜日 午前9時30分～午後4時40分（全13回）
 - 場所 柳井市文化福祉会館
 - 内容 聴覚障害者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する。
 - 定員 25人程度
 - 受講料 無料※別途テキスト代
 - 申込期限 6月30日(日)
- ※詳しくはお問い合わせください。
 圃圃町役場健康福祉課
 ☎（56）71115

会に保証登録された浄化槽を設置される人
 ③町税等の滞納がない人
 ④平成28年3月末日までに設置工事を完了できる人
 圃圃町民課 生活環境班
 ☎（56）71113

県産木材を利用して家を建てる人を支援します

県では、品質の優れた優良県産木材などを利用し、耐震性など一定基準を満たす住宅を新築される人に、建築費用の一部を助成します。

- 助成額 50万円
- 募集戸数 220戸

※詳しくはお問い合わせください。
 圃圃ぶちうまやまぐち推進課
 ☎083（933）3395

「やまぐち森林づくり県民税」実施期間を延長します

荒廃した森林を整備し、森林の持つ多面的な機能を回復させることを目的とした「やまぐち森林づくり県民税」の実施期間を平成31年度まで延長します。税額、納税方法に変更はなく、県民税（均等割）に加算して納めていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 個人 年額500円
- 法人 年額10000円～4万円（均等割額の5%相当額）

【税の使途に関すること】
 圃圃森林企画課
 ☎083（933）3464

【税の仕組みに関すること】
 圃圃税務課
 ☎083（933）2277

密輸に関する情報提供のお願い

税関では、「薬物及び銃器取締強化期間」として、不正薬物（麻薬・覚せい剤など）や社会悪物品（けん銃など）の水際取締強化を実施しています。

【実施期間】 5月7日(木)～31日(日)

皆様から寄せられる「密輸に関する情報」が、密輸摘発の貴重な手掛りです。不審な話や「うわさ」を耳にされたら、税関にご連絡願います。

■連絡先
 【密輸ダイヤル（フリーダイヤル）】
 ☎0120（461）961
 【税関ホームページ】
<http://www.customs.go.jp/moji/>
 【徳山税関支署早生出張所】
 ☎（56）3076

柳井圏域手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）

圃圃県聴覚障害者情報センター
 ☎083（985）0611

圃圃やないファミリー・サポート・センター
 ☎（23）0668

要約筆記者養成講座

- 日時 原則6月20日～12月19日の毎週土曜日 午前10時～午後5時（全23回）
- 場所 県聴覚障害者情報センター（山口市）
- 対象 要約筆記（手書き・パソコン）による聴覚障害者等のコミュニケーション技術の習得に熱意のある県内居住者
- 定員 20人程度
- 受講料 無料※別途テキスト代
- 申込期限 6月8日(日)

※詳しくはお問い合わせください。
 圃圃県聴覚障害者情報センター
 ☎083（985）0611

＜ 以下は広告欄です ＞

5 月


16 [±]	フラワーベルト【春の植栽】 (9:00【植栽式】／町スポーツセンター) 古文書輪読会(9:45／平生図書館) おはなし会(14:00／平生図書館)
17 ^日	平生町軟式野球大会 (8:30／運動広場・町スポーツセンター) 第22回中央公民館まつり(10:00)
18 ^月	行政協力員会議【平生地区東部地域】(19:00／町役場)
19 ^火	育児学級(10:00／保健センター) 行政協力員会議【平生地区西部地域】(19:00／町役場)
20 ^水	こころの健康相談・いこいの場(13:30／保健センター) 硬式テニス教室(18:30／堀川公園テニスコート) 行政協力員会議【大野地区】(19:00／大野公民館)
21 ^木	行政協力員会議【曽根地区】(19:00／曽根公民館)
22 ^金	行政協力員会議【佐賀地区】(19:00／佐賀公民館)
23 [±]	体育館開放日(午前中)
24 ^日	自然体験学習【いもの苗の植付】(9:00／大野公民館)
25 ^月	
26 ^火	にこにこママのリフレッシュエクササイズ (10:00／保健センター)
27 ^水	硬式テニス教室(18:30／堀川公園テニスコート)
28 ^木	母親学級(9:30／保健センター)
29 ^金	離乳食学級(9:30／保健センター)
30 [±]	スポーツ少年団運動適性テスト(8:30／町体育館) さつまいも植え・戸外遊び(9:00／曽根公民館)
31 ^日	

6 月

1 ^日	人権擁護委員の日【特設人権行政相談所】 (10:00～12:00、13:00～15:00／中央公民館)
2 ^火	育児学級(10:00／保健センター)
3 ^水	硬式テニス教室(18:30／堀川公園テニスコート)
4 ^木	3歳児健診(13:00／保健センター)
5 ^金	
6 [±]	
7 ^日	
8 ^月	人権行政相談(10:00／中央公民館、13:00 佐賀公民館)
9 ^火	あすなる会〈介護者家族の会〉 (13:00／ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
10 ^水	おひざにだっこ会(10:30／平生図書館) 親しみトーク【町長と語る日】(18:00／町役場町長室) 硬式テニス教室(18:30／堀川公園テニスコート)
11 ^木	
12 ^金	
13 [±]	体育館開放日(午前中) 食品加工教室(9:00／曽根公民館)
14 ^日	平生町バレーボール大会(9:00／町体育館)
15 ^月	

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

平生中学校3年 芳岡優衣



ポスター最優秀作品

平生中学校2年 金井聖佳

※学校名・学年は受賞時平成26年度のものです。

健康標語最優秀作品

元気いっぱい花いっぱい
しあわせいっぱい
平井町

平井町民憲章

わたしたち 平井町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたしたち 平井町民は

- 1 自然を大切に 環境をととのえ 美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心もち 温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。